

「杉並区長の在任期間に関する条例」の廃止に係る
区民等の意見提出手続きの結果報告

1 区民等の意見提出手続き実施状況

平成22年10月21日(木)から11月19日(金)まで

2 結果公表方法

「広報すぎなみ」12月1日号

区公式ホームページ

文書による閲覧(区長室総務課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館)

3 意見提出結果

全 156 件

<内 訳>

郵 送 26 件

電子掲示板 30 件

電子メール 40 件

FAX 35 件

窓口 25 件

賛成意見 70 件

反対意見 86 件

4 提出された意見の概要と区の考え方

資料1のとおり

5 問い合わせ先

杉並区政策経営部区長室総務課

電話 03(3312)2111(代表)内1434

< 主な区民意見の概要 >

多選の弊害に関する意見

反対意見

- ・多選による弊害は歴史から見ても明らかであり、区政のマンネリ化や組織の硬直化等により区民の区政離れが起きる。
- ・今の政治家全般の資質からして性善説だけでは善政は期待できない。
- ・どんなに立派な人間でも権力を持つことにより人が変わる。
- ・権力というものは長期化すれば腐敗する。
- ・世代交代を着実に進めていくためには任期制限を設けることは止むを得ない。

賛成意見

- ・多選 = 弊害というのは偏見である。多選首長でも安定している自治体がある。
- ・弊害を防ぐ手段として選挙やりこりや住民投票等の選択肢が用意されている。
- ・前宮崎県知事のように 1 期目でも逮捕される首長はいる。
- ・立候補者を性悪説で捉え一律に制限することはいかなものか。

条例廃止の提案時期に関する意見

反対意見

- ・首長が変わった途端に直ちに廃止に傾くのはこれまでの議論をなし崩しにするものだ。
- ・取りあえず廃止してから議論する形式には賛成できない。
- ・就任したばかりなのに今から多選を狙って区政を私物化しようとしているのか。
- ・こんな些末なことを考える前にすべきことが多々あるのではないか。

賛成意見

- ・初当選した早々であるから提案は容認できるが、2 期目、3 期目での提案なら多選狙いであり容認できない。
- ・長年区民である区長が就任して直ぐに自分の信条に基づき行動を起こし、その考えを区民に問うのは当然のこと。

条例に関する意見

反対意見

- ・制度的に歯止めを設けておくことは人間の知恵。
- ・美学として権力には自制が必要と経験豊富な面々が決議した条例ではなかったのか。
- ・参政権よりも多選による弊害を防止する方が重要だ。
- ・立候補の権利の尊重より公共の利益の方が優先されるものであろう。
- ・条例が憲法違反とするならば裁判所の判断を仰ぐべき。

賛成意見

- ・憲法で認められている参政権を条例で規制してよいのか。
- ・努力規定であっても、違憲違法の疑いが全くないとは言い切れない。
- ・他の自治体の多選自粛条例は制定時の首長のみ適用されているものが多い。
- ・条例が多選の弊害を防止する目的なら、区長が提案するのではなく区民が提案すべき。
- ・条例設置が区民の良識に立脚しておらず前区長のパフォーマンスと言わざるを得ない。

区長選挙に関する意見

反対意見

- ・現職の強みがあり圧倒的に有利な環境において立候補できるため、一定の制限は必要。
- ・欠陥を抱えた人間が欠陥を抱えた制度で選挙を行っているから、条例設置は現在の状況では止むを得ない。

賛成意見

- ・区長を選ぶのは区民の権利、そのために4年毎に選挙がある。
- ・区長の任期中の行動が選挙で評価されるので、3任期を越えたとしても自然なことだ。
- ・現職区長だけでなく、将来の区長まで任期の制限で縛る権限はどこにあるのか。

その他の意見

反対意見

- ・多選自粛の問題を区民はどの程度真剣に取り上げ解決して欲しいと望んでいるのか疑問。
- ・重要な案件にも関わらず廃止案は選挙公約になかった。

賛成意見

- ・条例ではなく、マニフェスト等に3選以上は立候補しないと載せればいいだけのこと。

< 区の方考 >

区は、以下の理由から、この条例を一旦廃止する方針とし、第4回区議会定例会に廃止条例案を提出いたします。

1 住民自治の観点から、選挙については、民意を最大限に反映することが必要である。

区では、「地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本であり、主権者である区民が自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指す」としているところです。

また、田中区長は、「選挙に立候補する権利や投票する権利は、民主主義の根幹にかかわることであり、最大限尊重されるべき」との考えを示しています。

区民の権利として、また、民意を反映する方法として、選挙をはじめ、住民投票やリコールなどが用意されており、区民はこうした手段を通じて、直接的に区政に意思を反映していくことができます。

区政のかじ取り役である「区長」の選挙への立候補については、本人の自由な意思で決めていくものであり、また投票においては、今後の区政にとってふさわしいか否かを、有権者が自由にかつ自らの判断によって決めていくべきものであります。たとえ立候補の自粛という形であっても、条例で参政権に一定の制約を加えることは、違法性を問われかねないものであり、望ましいことではないとの考えに立つものです。

また、多選の弊害についてご意見をいただきましたが、多選の弊害の普遍性は必ずしも実証されたものではなく、最終的には弊害の有無も含めて、有権者の判断に委ねるべきものと考えております。

2 条例の存廃を冷静に議論するためにも、早期に見直しを提案することが必要である。

田中区長は所信表明のなかで、「区長選挙が行われたこの機会に、これまでの区政について検証し、継承・発展させていくべきもの、この際見直すべきもの、新たに着手すべきものにきちんと仕分けをしていくことが重要である」と述べています。

こうしたことから、参政権尊重の立場から疑問があったこの条例を、区政の検証の一環として、条例の妥当性や継続性の観点から、早期に見直すこととし、その結果「この問題は改めて広く議論することが必要であり、一旦廃止する」との考えをまとめました。

就任してすぐにこのような考えを表明したのは、仮に、2選目、3選目の立候補の時にこの提案を行うとしたら、多選を目的としたとみなされ、その結果、冷静な議論ができなくなるのではないかと危惧を抱いたからです。

3 条例による多選自粛の是非は賛否両論あるため、ゼロベースで議論することが必要である。

自治体の首長の多選を制限することの是非については、古くて新しい問題であり、首長の多選による弊害を生じさせないようにするとの観点から、「法律により一律に多選を制限すべき」「条例で多選を制限できるよう法律に根拠をおくべき」「選挙人の判断に委ねるべきで、多選を制限すべきでない」といった様々な意見があります。

また、今回実施したパブリックコメントでいただいたご意見も、多選の弊害、条例廃止の提案時期、条例のあり方、などについて賛否両論が存在します。

こうしたことから、多選自粛の是非の問題については、議論が未だ十分でないことを改めて認識しました。したがいまして、今後とも幅広い住民の議論が必要ですので、議論の制約条件になりかねない現在の条例を一旦廃止し、ゼロベースで議論を行うことが必要であると考えます。